

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域
広島県三次市, 庄原市
2. 参加法人
三次市: 市立三次中央病院
庄原市: 庄原市立西城市民病院
一般社団法人三次地区医師会: 三次地区医療センター
日本赤十字社: 庄原赤十字病院
3. 理念・運営方針
(概念)
医療機関相互の業務の連携を推進し, 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指す。
(運営方針)
 - ・安全かつ安心な医療提供体制を追及する。
 - ・医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追及する。
 - ・医療機関の安定的経営を追及する。
4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標
 - (1) 医療従事者を確保・育成する仕組みづくり
中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため, 地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みを構築する。
 - (2) 地域包括ケアの推進
医療, 介護, 介護予防, 住まい, 生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。
 - (3) 共同購入の仕組みづくり
医薬品, 診療材料, 医療機器等の購入に際して, 参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより, スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。
 - (4) 共同研修の仕組みづくり
各病院が実施している各種研修(接遇, 医療安全, クレーマー対策等)を参加病院共同で実施することにより, 研修効果の向上, 受講機会の拡大, 経費の削減, 業務量の軽減を図る。
5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項
医療, 介護, 介護予防, 住まい, 生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については, 参加法人, 参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については, 地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については, 医療法第70条の2第4項に基づき, 参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。